

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和7年4月1日

北海道警察本部長 伊藤 泰 充

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

釧路方面本部総合庁舎整備事業に係るPFI導入可能性調査業務

#### (2) 業務の目的

釧路方面本部総合庁舎の整備に関して、PFI手法を導入する場合の事業スキームを検討するとともに、導入の効果及び課題等を整理し、PFI手法による事業の実施可能性について調査・検討を行うことを目的とする。

#### (3) 業務の内容

釧路方面本部総合庁舎整備事業に係るPFI導入可能性調査業務仕様書による。

#### (4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月24日まで

#### (5) 納入場所

北海道警察本部総務部施設課

### 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次に掲げる資格を満たしていること。

- (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち、技術資料作成の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 過去10年間（平成27年4月1日から令和7年3月31日まで）に元請けとして、PPP/PFI事業に係る導入可能性調査又はアドバイザー業務を履行した実績があること。

### 3 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次により、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 参加表明書の交付期間 令和7年4月1日（火）から令和7年4月15日（火）まで（北海道の休日に関する条例（平成元年北海道条例第2号）第1条に規定する北海道の休日（以下「休日」という。）を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 参加表明書の交付場所

次の場所で交付する。

〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目

北海道警察本部総務部施設課契約係

なお、北海道警察本部のホームページ「施設課から入札などのご案内」においてダウンロードすることができる（<https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>）。

ウ 提出期限 令和7年4月15日（火）午後5時（必着）

エ 提出場所 3の(1)のイに同じ。

オ 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留郵便に限る。）

なお、持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 企画提案書の交付に関する事項

- (1) 交付期間 令和7年4月1日(火)から令和7年5月2日(金)まで(休日を除く。)の毎日  
午前9時から午後5時まで
- (2) 交付場所 3の(1)のイに同じ。

#### 5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和7年5月2日(金)午後5時(必着)
- (2) 提出場所 3の(1)のイに同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送(書留郵便又は簡易書留郵便に限る。)。  
なお、持参の場合の受付時間は、休日を除く午前9時から午後5時まで

#### 6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

#### 7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書等を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

#### 8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

#### 9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道警察本部総務部施設課契約係
- (2) 所在地 〒060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
- (3) 連絡先 011-251-0110(内線2301)

#### 10 その他

- (1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。プレゼンテーション及びヒアリングの日時及び場所は、別途通知する。ただし、企画提案書の提出者数が5者を超える場合は、書類選考を行う。
- (3) 審査結果及び特定者名は、公表する。
- (4) 本業務の対象となっている事業が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条に基づく特定事業として選定された場合、本業務の受託者及び外部協力会社(再委託又は技術協力先等)が同法第8条に定める民間事業者の選定への応募、参画又はこれらのコンサルタント等となることへの制約はない。
- (5) この公募型プロポーザル方式は取りやめることがある。
- (6) 詳細は、プロポーザル説明書による。